

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、辺池地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）辺池地区）を行うことについて平成22年6月17日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市都市経済部土地改良課において平成22年7月1日から同月21日まで縦覧に供する。

平成22年6月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀